

令和4年度訪問看護師確保対策事業補助金運用基準

1. 募集定員

予算の範囲内で決定する。原則、一事業年度1事業所1名とするが、補助対象期間が翌年度にまたがる場合、翌年度はこの限りではない。

2. 対象となる事業所

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）による指定を受けた次の事業所とする。（以下「訪問看護ステーション等」という。）

- イ. 訪問看護ステーション（法第71条第1項の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）
- ロ. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ハ. 看護小規模多機能型居宅介護事業所

3. 対象となる看護職員について

- イ. 訪問看護ステーション等での従事を希望する、看護師又は准看護師の資格を持つ失業者で、県内の訪問看護ステーション等での勤務経験者は除く。
- ロ. 令和4年4月1日以降新たに雇用する者で、正規、常勤、非常勤の雇用形態は問わない。
- ハ. 同一法人内又は関連法人からの異動は、原則として対象外とする。
- 二. 採用面接の時点で在職している場合、事業開始前に契約期間の満了等が確実な者を雇用する場合は、失業者として取り扱うことができる。
- 木. 新規学卒者の場合、未内定であり、卒業後の事業開始時点で未就業状態であることが予測される場合は、失業者として取り扱うことができる。

4. 対象経費について

- 補助対象期間の人件費とする。
- ・賃金
 - ・通勤手当
 - ・賞与
 - ・諸手当（社内規定などで支給が義務付けられているもの）
 - ・社会保険料（雇用保険料・労災保険料等）に係る事業主負担分

5. 補助対象期間

- イ. 補助対象期間は、交付決定した年の採用日から起算して向こう6ヶ月間とする。
- ロ. 但し、対象者が県外の訪問看護ステーション等での勤務経験者の場合は、交付決定した年の採用日から起算して向こう3ヶ月間とする。
- ハ. 補助対象期間が令和5年度にまたがる場合、今年度は、令和4年度にかかる経費のみを交付対象として、令和5年度にあらためて交付申請をするものとする。

6. 補助率

補助率3／4（月額300千円で計算した額を上限とする）

7. 概算払

- イ. 概算払を希望する場合は、別添様式により「支払計画書」を提出すること。
- ロ. 概算払は四半期毎とし、原則4月（4～6月分）、7月（7～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1～3月分）の末日を支払日とする。

8. 事業の中止、又は廃止について

災害、その他やむを得ない事由がある場合を除き、下記の事由により事業の中止、又は廃止した場合は、既に交付した補助金の一部、又は全部の返還を求める場合がある。
(補助金の一部、又は全部の返還を求める主な場合)

イ. 勤務先を退職した場合

ロ. 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により勤務できなくなった場合

なお、妊娠、出産等、やむを得ない事由により休職する場合は、休職しようとする月の末日をもって、事業の中止とする。ただし、補助対象期間中（交付決定した年の採用日から起算して向こう1年間まで）に復職した場合は、復職をした月の初日をもって事業の開始とみなし、当初の補助対象期間終了までを補助対象期間とする。

この場合、交付決定を受けた対象事業者は、関係書類を添付し遅滞なく知事の承認を受けなければならない。

(関係書類の主なもの)

イ. 休職証明書、復職証明書など

ロ. 妊娠出産の場合 産前産後休暇届出書、育児休業届出書等により休暇等の期間が判るもの

ハ. 労働災害の場合 休業補償給付支給申請書の写し等により、休業する期間が判るもの

9. その他

島根県新卒等訪問看護師育成事業費補助金との併用はできないものとする。

交付申請、変更交付申請及び、事業実績報告に添付する書類等については別紙のとおりとする。

交付申請、事業実績報告 関係書類

●交付申請(別紙様式第1 関係書類)

提出書類	様式等	備考
○事業実施計画書	所定様式(別表1)	
○看護師又は准看護師資格の分 かるもの	免許状の写し	
○失業状態の確認書類	履歴書の写しなど	
○雇用関係書類の写し	※次のいずれかを提出 雇用契約書・労働条件 通知書・発令通知書	基本給等が判るもの
○給与関係書類		
支払見込書	任意様式	採用から向こう6ヶ月間の人事費の見込が判るもの
給与規程	法人規定による	賞与規程、手当規程が判るもの
社会保険料事業主負担額	任意様式	対象者分の社会保険料事業主負担見込額の集計表
○勤務予定表	週間及び6ヶ月間	
○支払計画書	所定様式	四半期ごとの概算払を希望する場合のみ提出

●事業実績報告(別紙様式第7 関係書類)

提出書類	様式等	備考
○事業実施報告書	所定様式(別表3)	
○給与関係書類		
賃金台帳	法人規定による	給与の支払い実績が判るもの
諸手当帳簿の写し	法人規定による	手当支給内訳の分かる記録簿など
○社会保険事業主負担関係書類		
社会保険月額通知の写し	規定による	社会保険料(事業主負担分)が確認できるもの
事業主負担額集計表	任意様式	対象者分の社会保険料事業主負担額の集計表
○出勤簿の写し	法人規定による	シフト表など勤務時間の判るもの

※上記関係書類のほか、交付申請、実績報告に必要と認める書類の提出を求める場合がある。